

令和2年

第14回 農業委員会総会（月例会）議案

令和2年11月6日

前橋市農業委員会

令和2年 第14回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年11月6日午後1時52分
- ・閉会日時 令和2年11月6日午後3時15分
- ・開催場所 前橋プラザ元気21 505 学習室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄 副参事 片貝 早苗 局長補佐 瀬戸 浩 副主幹 深澤 直純
主任 坂本 憲昭 主事 小池 雪乃

・付議事件

- (1) 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第64号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- (3) 議案第65号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第66号 農地一時転用許可期限延長願について（5条）
- (5) 議案第67号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (6) 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (8) 議案第70号 公売農地の買受適格証明願について（転用目的）

・報告事項

- (1) 令和3年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 現況証明交付状況について
- (6) 農地転用等の意見聴取の結果について

小池主事 今まで耕作されている農地と近いです。

18番委員 ヤサイとコメとありますが、何を栽培し、何人が従事されますか。

小池主事 タマネギ、エダマメ、コメを予定しています。従事者は施設の利用者さんと職員の方です。

18番 人数はわかりませんか。

小池主事 人数は確認していません。

18番委員 稼働率が1分の1はどういう意味ですか。

小池主事 農業に従事する人数です。分母は家族全員の人数で、分子は家族のうち農業に携わる人数です。

18番委員 譲受法人で1の方が農業に携わっているのですか。

小池主事 整理番号7番から14番につきましては、法人名義での取得になりますので法人で1になります。実際に携わる方は他にもいらっしゃいます。

20番委員 整理番号7番から14番は、広い面積ですが、年齢の範囲と、どのようなサービス施設ですか。耕作の指導体制等の詳しい説明もお願いします。

議長 現在126アール耕作されていますが、これだけの面積が増えますと、施設内ですべて処理するのですか、それともどこかに販売するのですか。面接の必要性があったのではないのでしょうか。

小池主事 こちらの施設は、主に知的障害者の方が通われている事業所です。施設での日中の活動として、タマネギ、エダマメ、ハウレンソウ、ブロッコリーを栽培し、年間を通し農業を行っている法人です。農協のほか、青果の卸業者に出荷されている旨が申請書に記載されています。申請地は、譲受法人が所有者さんと相対で、以前から借りて耕作されている場所で、今回、正式に手続きを経て耕作したいということで申請されたため、面積が大きくなっています。

20番委員 年齢層はどのようになっていますか。小学生くらいから大人の方までいらっしゃるのですか。

小池主事 中学卒業くらいの方からいらっしゃいます。

20番委員 何人くらいですか。

小池主事 50人くらいの方がいらっしゃいます。

1番委員 常時農作業をされている方は、畑に10人以上作業されています。何年も前から耕作しています。

議長 申請地は以前から申請なしで、耕作されているということで、よろしいでしょうか。

小池主事 はい、そうです。

議長 整理番号7番から14番までについて、ほかにご意見等ございますか。

17番委員 補助金等がないと、この面積の土地を耕作されているだけでは、経営が成り立たないと思いますが、どのようにされているのですか。

深澤副主幹 障害者の方が労働する賃金としては、低い賃金状態が続いているため、農作物を売ることによって、利用者さんに足しになるように、社会福祉法人が、利用者さんに農業をしていただいています。一般と比べると低いですが、社会で生活して行くための収入を得られる状況にしたいという目的で、福祉法人が利用者さんに農業をしていただいています。

20番委員 機能訓練等とても良いことだと思いますが、面積が広いので心配していました。頑張っていたらいいと思います。

議長 この案件よろしいでしょうか。先ほどの保留の案件について、補助説明ありますか。

小池主事 ありません。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

15番委員

整理番号2番の福祉法人が近所にありますので、説明させていただきます。バス2台くらいで耕作に来られます。話を聞く機会がありました。作業する人手はあるのですが、売る所がないとのことでした。この案件につきまして、人力はありますので大丈夫かと思いますが、ほかに借りています農地も多いようですので、皆さんで、見守って行く必要があると思われる。

議長

福祉法人でも、面積が大きい場合、ほかの申請と同様に、慎重に審議していただければと思います。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号4番及び18番を保留とし、1番から3番、5番から17番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第63号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号4番及び18番を保留とし、1番から3番、5番から17番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第64号・農地法の規定による許可申請の取下げ(5条許可)申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書、地目、面積、契約内容、取下げ理由を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第64号・農地法の規定による許可申請の取下げ(5条許可)申請については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第65号・農地法の規定による許可の取消し(5条許可)について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書、地目、面積、契約内容、取消し理由を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第65号・農地法の規定による許可の取消し(5条許可)については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第66号・農地一時転用許可期限延長願(5条許可)について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書、地目、面積、契約内容、延長期間を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第66号・農地一時転用許可期間延長願（5条許可）については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第67号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書・順次、変更内容、地目、面積、申請理由を朗読、説明）
全案件、実行されず現在も農地のままです。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、議案第67号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）については、整理番号1番から3番までを承認とすることに決定します。

次に、議案第68号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明）
整理番号3番については、営農型太陽光発電施設で、2回目の手続きです。

以上、整理番号1番から3番までは、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

16番委員 整理番号3番について、営農型太陽光施設の作付けの状況はどのようになっていますか。

深澤副主幹 毎年の営農状況の報告につきましては、正しく報告されています。現地につきましては、フキ、フキノトウ、サトイモ、ネギ、カボチャ等、毎年同じ物ではありません。フキ、フキノトウにつきましては、例年で植えてあり、それ以外は野菜の種類が少し変わります。作付けにつきましては、適正に管理されています。

16番委員 作付けが適正に実行されている場合は、延長期間は3年ではなく、もっと長く許可されるのでは。整理番号3番については該当しないのですか。

深澤副主幹 認定農業者、荒廃農地を解消して行われる方が対象になります。

16番委員 わかりました。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

18番委員 整理番号3番について、収支報告書は提出されていますか。今は報告書等が必要なく、作付けされていればよいのか、お聞きします。

深澤副主幹 収支報告書はいただいていません。実際に作付けされ、8割以上の収量があるのかが基本になります。

18番委員 8割以上の確認はできているのですか。

深澤副主幹 確認はできています。毎年2月末までに報告をいただき、その内容を県に報告しています。

18番委員 どのような確認の仕方ですか。

深澤副主幹 基本の収量と本人申告の収量です。

18番委員 本人の申告収量ですね。

深澤副主幹 はいそうです。

議 長 県の常設委員会での営農型太陽光施設についての意見、保留の例の説明。
3番の案件については、何回も現地確認に行っております。昨年、営農型については、全

て、現地を確認する企画がでましたが、コロナウイルスのため中止、延期になっています、落ち着きましたら、確認作業を進めて行かなければと思います。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

賛成多数でありますので、議案第68号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第69号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番は先ほど審議で下げが承認されましたので、整理番号2番から42番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明)

整理番号2番は、先月保留になりました案件です。

以上、整理番号2番から42番までについては、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号14番から20番まで(同一譲受法人)については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

12番委員
(4班班長)

整理番号5条の14番から20番、現地・面接調査案内図は21ページから43ページをご覧ください。申請地は、JR駒形駅から南約100mに位置し、周囲を住宅に囲まれた3種農地です。面接には、譲受法人代理人の行政書士が来られました。事業内容は幼稚園から大学までの経営です。来年度から小学校の児童数が増加するため、保護者等の駐車場を確保したいとのことです。現在、学校行事やイベント、子供の送迎等をする場合、今ある駐車場が少ないため、大学等の駐車場を間借りしています。申請地を取得することにより、既存の駐車場での混雑、渋滞だけでなく、駐車場内外での危険も回避されます。敷地造成については、埋め土を行い、整地をし、砕石を敷きます。照明灯は設置せず、周囲には、フェンス等の安全柵を設置予定で、雨水は自然浸透です。周辺の農作物に被害が出ないように対応するそうです。調査班としては、必要性が認められ、被害防除対策も取られていることから、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

6番委員

整理番号2番について、申請理由が犬の訓練所ということですが、頭数を教えてください。運営を始めてから、鳴き声等で苦情等が出る懸念がありますのでお聞きします。

深澤副主幹

頭数については、把握していません。現在は、申請地の近隣の借用地で、犬の訓練をしていますが、返却するため、同規模の内容で作りたいとのことでの申請です。

6番委員

はいわかりました。整理番号26番について、面積63㎡ですが、現在所有している土地と併用して使用するのはですか、それとも単独での使用ですか。

深澤副主幹

お寺の駐車場として使用します。申請地の北側、南側に既存の駐車場がありますが、同一の譲受人の所有になっています。

6番委員

わかりました。

18番委員

整理番号21番について、面積67㎡で転用目的が配管用地ですが、配管は全部でどのくらいの面積になるのですか。

深澤副主幹

農地のうちの一部で、西端に以前より管が通っています。後で使われると困るので所有権を移転したいとのことです。

18番委員
深澤副主幹
畑の一部ですか。
いいえ、実際に分筆をして67㎡です。

18番委員
深澤副主幹
管の上だけです。

19番委員
深澤副主幹
整理番14番から20番までについて、小学生の人数は何人くらい増える予定ですか。1学年何人くらい入学するのですか。
小学校の部が始まり、4年たちました。学年ごとに入学してきますので、現在、5年生、6年生はいません。これから2年でいっぱいになりますので申請したいということです。1学年60人、計120人増える予定です。

16番委員
深澤副主幹
申請地から小学校まではどのくらいあるのですか。
申請地は駅の南ですが、線路を渡る通路があり、小学校は駅の北側近くにあります。

4番委員
深澤副主幹
駅の南にあります旧専門学校のビルの所に、譲受法人の看板が立っていますが。
駅の南に既存の駐車場があることは、認識しておりません。

議長
その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番から42番までを、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長
◇(挙手)
全員賛成でありますので、議案第69号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号2番から42番までを、許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。
次に、議案第70号・公売農地の買受適格証明願(転用目的)について、整理番号1番の審議をお願いします。

深澤副主幹
議長
◇(議案書、地目、面積、転用目的、公売期日等を朗読、説明)
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議案書の見方を詳細に説明してください。

18番委員
深澤副主幹
詳細説明。
申請地が、申請の転用目的になるかどうかは関係ないのですか。
事前に転用目的になるかどうか確認をして、5条申請を受理しています。それ以外ですと、農地法3条になります。

16番委員
深澤副主幹
申請目的になる確認をしてあるのですね。
はいそうです。

議長
その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長
◇(挙手)
全員賛成でありますので、議案第70号・公売農地の買受適格証明願(転用目的)について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。
なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。
次に、報告事項(1)令和3年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について、事務局の説明を求めます。

10月1日に、市長・議長に対して意見・要望書についての回答書をご報告いたします。

1番農業用施設の償却資産税の減免等について、新型コロナウイルスの感染症に関しましては、緊急経済対策における税制上の措置として、厳しい経営環境に直面された中小事業者等の方に対して、令和3年度に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、売上高の減少割合に応じて該当固定資産の課税標準額を2分の1又はゼロにする軽減措置が講じられました。申請手続きの詳細につきましては、本市ホームページに掲載されています。また、自然災害による減免につきましては、前橋市市税条例及び同条例施行規則等により対応しており、被災した割合により減免になる場合があります。減免を望まれる場合には、固定資産税・都市計画税減免申請書に罹災証明書等被害を証明する書類を添付し、資産税課に申請していただく必要があります。万が一被災してしまった場合には、資産税課にお問い合わせいただきたいと思います。また、施設園芸農家に対しては、令和2年1月31日までに申告した園芸施設を対象として、今年度から被覆材等の張替え支援を行っており、今後5年間継続して支援を行う予定であります。

2番豚熱ワクチン接種手数料の減免について、本市の農業産出額の3分の2を占める畜産業の中で、その約4割を占める養豚業は、本市農業の基幹部門の一つとして大変重要であると認識しております。本県でも野生のイノシシのCSF（豚熱）感染の報告が現在も続いており、本市の養豚農場での発生を未然に防ぐためには、継続的なワクチン接種が最も効果的であるとの判断から、ワクチン接種費用の一部助成を行っております。ワクチン接種手数料については、市で徴収するものではありませんので、減免はできませんが、ワクチン接種補助を継続して実施していくとともに、国及び県に対して、養豚農家の負担軽減について要望してまいりたいと考えております。

3番有害鳥獣による被害対策について、有害鳥獣による農作物被害は若干減少傾向にはあるものの、農作物被害額として計上されない畦畔の被害など、依然として深刻な状況であることは認識しております。このため、本市では被害対策といたしまして、シカやイノシシ等の加害獣を直接捕獲することで被害軽減を図るとともに、農地等への侵入を防止する電気柵の設置や森林からの出没を抑制するための緩衝帯の設置など、複合的な対策の継続を考えております。特に、イノシシにつきましては、CSF（豚熱）対策も踏まえた捕獲エリアを拡大するなどの強化策を検討してまいります。また、狩猟免許取得補助金につきましては、担い手確保のため継続して取り組む予定です。電気柵等の設置補助につきましては、群馬県の補助事業の上乗せする措置を講じております。大型小型を問わず、すべての加害獣が対象であり、侵入防止柵には電気柵のほかに金網柵なども含まれますが、事業の採択要件があるため、個別にご相談いただければと思います。行政機関と中山間地域の農業委員等による検討委員会の設置につきましては、被害状況の把握のためにも、意見交換の場は必要と考えますので、どのような形がよいか検討してまいりたいと思います。

4番認定農業者への支援について、限られた財源のなかで、補助率の見直しや補助限度額の引上げは難しいと考えておりますが、認定農業者の要望に沿えるよう国庫や県単事業の積極的な活用を図り、多くの担い手に活用しやすく、効果的な支援が行えるように努めてまいります。また、汎用性のある機械等については農業用以外の利用ができることから、その機械等の必要性や有効性等を見極めながら、補助対象機械等に認めるかどうかについて、個別に検討しております。今後も、認定農業者に有益な研修会や情報提供を行うとともに、新たな補助事業についても検討してまいりたいと考えております。

5番野ネズミ対策について、野ネズミによる農産物の被害は、昔から農業者を悩ませている

問題と認識しておりますが、まずは、本市における野ネズミの被害状況を関係機関や関係部署と連携しながら把握するとともに、他市の事例等を参考にしながら効果的な対策について、研究してまいりたいと考えております。説明は以上です。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

1 9 番委員

3 番の回答について、電気柵の設置について、群馬県の補助金に上乘せするということが、どのくらいするのですか。

坂本主任

わかりません。

1 6 番委員

今申請しています。全体で4分の3補助です。予想ですが、県と国で半分、市で4分の1出すと思われます。個人負担4分の1です。

1 9 番委員

金額は関係ないのですか。

1 6 番委員

個人には出ません。道に囲まれた、まとまった耕地を全部囲っての申請ですので、組合などを作ります。予算が決まっていますので、限度になりしだい次年度になります。

1 9 番委員

組合を作るということですか。

1 6 番委員

はいそうです。何人かで、道や川に囲まれた区域を全部に設置する必要があります。

1 7 番委員

近くに電牧柵がある場合は、その電牧柵の組合がありますので、そこに加入してくださいと言われると思います。組合のない場合は作らなければならないです。

2 0 番委員

今年は熊の出没が多いですが、捕獲頭数はわかりますか。前年度に比べてどうですか。

坂本主任

意見交換会での意見では、去年より多く捕獲されています。

1 7 番委員

イノシシは増えました。

2 0 番委員

捕獲したら殺処分するのですか。それとも山に返すのですか。

1 7 番委員

猟友会に連絡します。

2 0 番委員

最終的には猟友会ですが、猟友会の方も高齢化し、後継者を増やすために補助金が出ていますが、増えているのですか。中之条では若い方が入られたとのことですが。

1 5 番委員

3 番の回答に、行政機関と中山間地域の農業委員等による検討委員会の設置についてとあります。会長さんを中心に、中山間地域の農業委員もいらっしゃいますので、ぜひ、皆さんで、現状がどうなっているか、どうしたらよいのか、農業委員会中心にやって行けたらと思います。お願いします。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。

次に、30ページから45ページまでの報告事項ですが、報告事項(2)から(5)までの内容は、

(2) 法第4条の届出書の受理状況	4件
(3) 法第5条の届出書の受理状況	24件
(4) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	17件
(5) 現況証明交付状況	3件

報告事項(6)は、10月総会において許可とした法第5条の農地転用1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構からの意見が「異存なし」との答申でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後3時15分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月6日

議 長

署名人

署名人